

申告予約

1月22日(月)から!
☎24・8208

確定申告

申告の受け付け

2月16日(金)～3月15日(金) 市役所: 9時～12時、13時～17時
(土・日曜日、祝日を除く) 税務署: 9時～16時

市役所税務課 ➡ 予約制

対象 ● 市県民税申告
● 主な収入が給与・年金の人の確定申告(右記参照)

予約開始 1月22日(月) 9時から

予約方法

- 市ホームページ(24時間予約可能)
- 予約専用ダイヤル ☎24・8208(平日9時～16時)



そのほか 令和5年中に収入のなかった人の市県民税申告や、相談や確認が不要で提出のみの人は予約不要

⚠ 受け付けできない確定申告

確定申告のうち、以下に該当する場合は市役所では受け付けできません。電子申告(e-Tax)または小松税務署で申告してください。

- 営業・農業・不動産所得等がある
- 土地・建物・株式などの譲渡所得がある
- 利子・配当・先物・仮想通貨などの所得がある
- 住宅ローン控除など住宅に関する特別控除を受ける
- 雑損控除を受ける
- 亡くなった人の申告をする
- 令和4年分以前の申告をする など

小松税務署 ➡ 整理券配付

整理券取得方法

- LINEで事前発行▶
- 当日会場で配付

※整理券の数には限りがあります



⚠ 還付申告は混雑を避けて

所得税の還付申告は5年以内であればいつでも申告できます。令和5年分の還付申告は令和10年12月31日まで税務署で可能です。3月16日以降の申告もご検討ください。

※青色申告特別控除の適用は、申告期限までに提出する必要がありますのでご注意ください。

詳しくは小松税務署へお問い合わせください。

e-Tax・郵送で申告 \ 待ち時間なくスマートに /

インターネット上で確定申告ができる「e-Tax」の利用や、作成した各申告書の郵送での提出にご協力ください。

所得税の確定申告 電子申告 郵送

スマホやパソコンを使用して、e-Taxで申告できます。

郵送の場合、下記に送付ください。



郵送先 〒920-8526 ※住所の記載不要
金沢国税局業務センター(小松税務署)宛

市県民税の申告 郵送

パソコンで申告書が作成できます。印刷して提出ください。令和5年度分市県民税申告をした人には2月上旬に申告書を送付します。必要に応じ、記入後、同封の返信用封筒で返信してください。



郵送先 〒923-8650 小馬出町91番地
小松市役所 税務課(市民税グループ)宛

無料申告相談

予約不要

税理士に約20分無料で申告の相談ができます。源泉徴収票などをお持ち下さい。

とき 2月23日(金・祝) 10時～12時、13時～16時
ところ アル・プラザ小松1階レバリーホール
対象 小規模納税者(前年分所得金額が300万円以下の事業所得者)、給与所得者、年金受給者など
問 北陸税理士会小松支部 ☎24・6801

市県民税申告

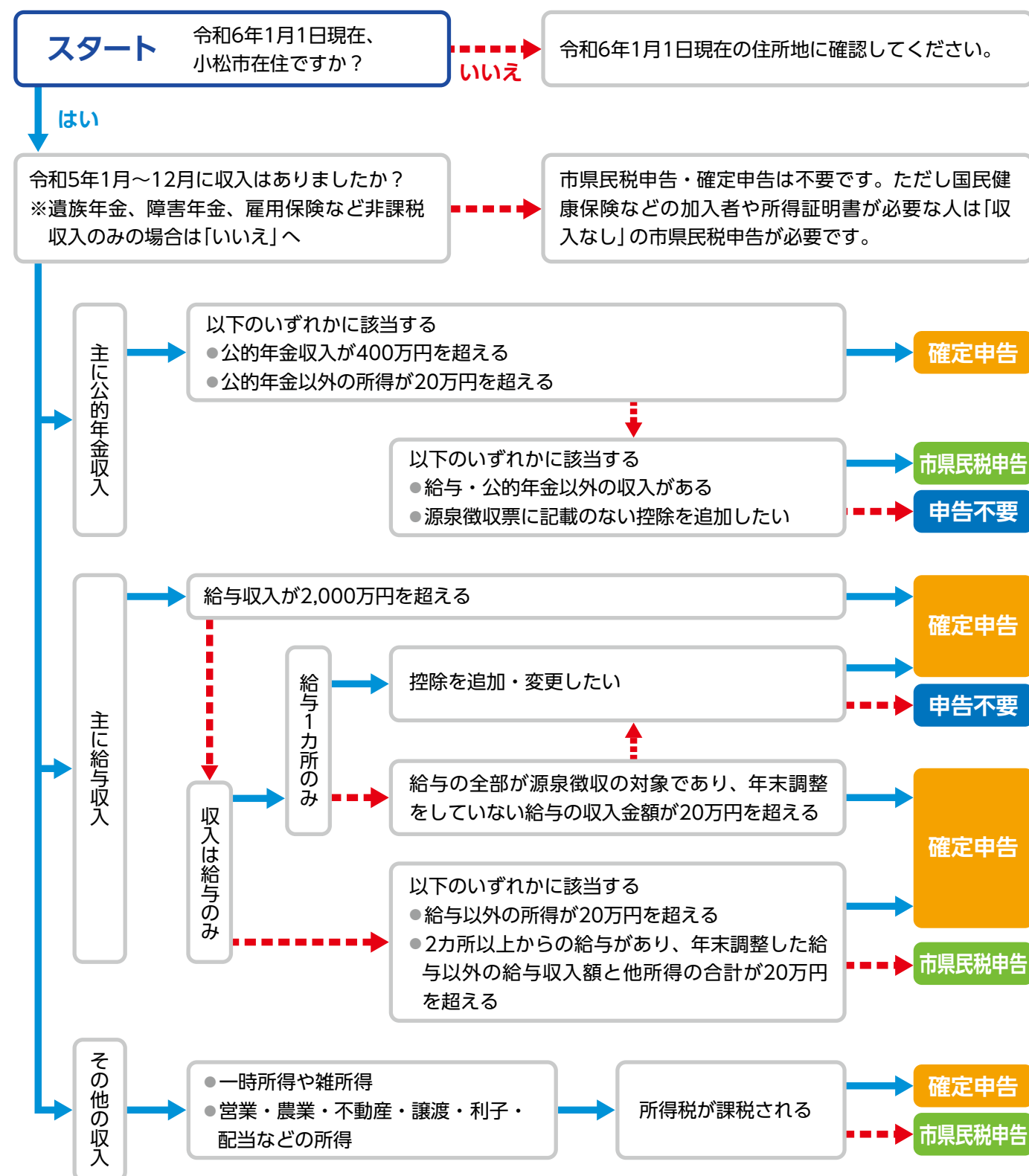
問い合わせ

【市県民税の申告】税 務 課 ☎24・8030
【所得税の確定申告】小松税務署 ☎22・1171

申告が必要か確認しましょう

このフローチャートはあくまでも参考です。

「申告不要」「市県民税申告」となった場合でも、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。



e-Taxで 申告してみませんか？

作成コーナー



問い合わせ

小松税務署

☎22・1171



用意するもの

- マイナンバーカード
- 収入や控除の金額が分かる資料
- 下記のいずれかの機器
 - ・スマホ
 - ・パソコンとスマホ
 - ・パソコンとICカードリーダー

対象範囲

【収入等】

- 事業所得(営業・農業)
- 不動産所得
- 給与所得
- 雑所得(年金など)
- 一時所得(保険満期金など)
- 上場株式等の所得や繰越損失等

【各種控除】

- 全ての所得控除(扶養・保険料支払額・医療費・寄附など)
- 政党等寄附金特別控除
- 予定納税額 ほか

※マイナンバーカードは4桁と6～16桁の各暗証番号が必要です。電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

※一部対応していないスマホ機種があります。

e-Taxの メリット

🔦 自宅で

24時間利用可能

🔦 早期還付

書面提出よりも
還付金振り込みが早い

🔦 自動計算

画面に入力するだけ
計算誤りなし

🔦 添付書類省略

源泉徴収票や
控除証明書の提出不要

🔦 来年も便利

保存データを翌年以降の
申告時に利用可能

🔦 印刷・郵送・持参不要

印刷や郵送代、
税務署への持参不要

さらに スマホなら！

🔦 自動入力

給与源泉徴収票を
カメラで読み取り



申告で 困ったときは

税務相談チャットボット (税務職員ふたば)

質問を入力するとAI(人工知
能)が分かりやすく回答します。



タックスアンサー

よくある税の質問に
対する一般的な回答が
検索可能です。

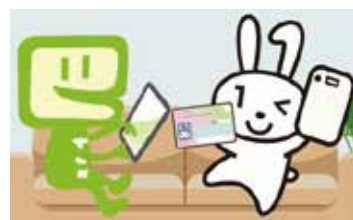


マイナポータル連携でさらに便利に！

各種証明書等のデータを一括取得・自動入力できます

マイナポータル連携により、
右記内容を入力せずに自動で取
得でき、かつ、電子申告した場
合は5年間の書類保管も不要に
なります。

- 医療費
- ふるさと納税
- 国民年金保険料
- 公的年金の源泉徴収票
- 生命・地震保険 ほか



国税庁e-TAXキャラクター イータ君 & マイナちゃん

申告に必要なもの

令和5年中の収入・支出について下記の証明書・領収
書等をお持ちください。

※必要書類が不足している場合、受け付けできません。

事前に持ち物の確認・準備をお願いします。

●本人申告の場合

- ・マイナンバーカードなど本人確認書類

●代理申告の場合

- ・申告者のマイナンバーカードと印鑑
- ・代理人の本人確認書類

給与所得者	源泉徴収票(勤務先が発行)
公的年金所得者	源泉徴収票(年金機構などが発行)
事業所得者	記入済みの収支内訳書や支払調書
その他収入	・個人年金支払証明書 ・報酬支払調書 など
社会保険料控除	・国民健康保険税等の納付額が分かる書類 ・国民年金保険料の控除証明書 ・その他社会保険料の支払額が分かる書類
生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
障害者控除	障害者手帳や認定書など ※下記「要介護者の控除」もご覧ください。
医療費控除	・記入済みの医療費控除の明細書 ・保険組合等発行の医療費のお知らせ ※セルフメディケーション税制を受ける人は、専 用明細書と健康増進取り組みが分かる書類
寄附金控除	寄附金受領証
所得税の還付がある場合	申告者名義の振込口座情報

申告の注意点

ふるさと納税

⚠ ワンストップ特例制度

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をしていて
も、確定申告・市県民税申告書を提出した場合は適用除
外となります。寄附金控除の申告をしてください。

医療費控除

⚠ 事前に「医療費控除の明細書」を 記載してください

領収書を基に、医療を受けた人、支払先(病院、薬局
など)ごとに支払った医療費を合計して記載してくださ
い。

〈医療費控除の明細書の取得方法〉

- 小松税務署、市役所、駅前行政サービスセンター、
南支所
- 国税庁ホームページからダウンロード



上場株式等の所得

⚠ 配当所得等に係る課税方式の見直し

上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、令
和5年分の確定申告より、所得税と市県民税で異なる課
税方式を選択することができなくなりました。所得税に
おいて上場株式等の配当所得等を申告すると、市県民税
においてもこれらの所得が算入されます。

要介護者の控除

☎ 長寿介護課 ☎24・8147

要介護者の障害者控除

要介護認定を受けている人は「障害者控除対象認定書」の交付を
受けると、障害者控除または特別障害者控除を申告できる場合が
あります。既に認定書を持っている人は、認定区分が変更・消滅
するまで有効です。

対 象 市内在住の65歳以上(昭和34年1月1日以前生まれ)で、
認知症または寝たきりの状態が所定の基準を満たす人

申請方法 申請書(長寿介護課で配布または市ホームページからダ
ウンロード可)を提出してください。審査結果は郵送
でお知らせします。

医療費控除に伴うおむつ代の確認書

要介護認定を受けている人の令和5年に使用
したおむつ代について、医療費控除を申告す
る場合は、長寿介護課へ「確認書」の発行申請
をしてください。

対 象 おむつ代の医療費控除の申告が2年目
以降で、主治医の意見の内容が一定の
要件を満たす人※確認書が発行できな
い場合は、医師におむつ使用証明書を
記載してもらってください。